

日定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十六(二)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

種別	1								
資産	2								
区	3								
分	4								
取得年月日	5								
事業の用に供した年月	6								
耐用年数	7								
取得価額又は製作価額	8								
圧縮記帳による積立金計上額	9								
差引取得価額(7)-(8)	10								
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	11								
期末現在の積立金の額	12								
積立金の期中取崩額	13	外△	外△	外△					
差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	14								
損金に計上した当期償却額	15	外	外	外	外	外			
前期から繰り越した償却超過額	16								
合計(13)+(14)+(15)	17								
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	18								
償却額計算の基礎となる金額(16)-(17)	19								
平成19年3月31日以前取得分の普通償却率	20								
算出償却額(18)×(20)	21		円		円		円		円
増加償却額(21)×割増率	22	()	()	()	()	()	()	()	()
合計(21)+(22)又は(18)-(19)	23								
算出償却額(19-17)×60	24								
平成19年4月1日以後取得分の普通償却率	25								
調整前償却額(18)×(25)	26		円		円		円		円
保証率	27								
償却保証額(9)×(27)	28		円		円		円		円
改定取得価額(26)×(28)	29								
改定償却率(29)×(30)	30								
改定償却額(26)×(31)	31								
増加償却額(31)×割増率	32	()	()	()	()	()	()	()	()
合計(26)又は(31)+(32)	33								
当期分の普通償却限度額等(23)・(24)又は(33)	34								
特別償却限度額(34)又は(35)	35								
特別償却限度額(35)又は(36)	36								
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37								
合計(34)+(36)+(37)	38								
当期償却額	39								
償却不足額(38)-(39)	40								
差引償却超過額(39)-(38)	41								
前期からの繰越額	42	外							
当期償却不足によるもの	43								
積立金取崩しによるもの	44								
差引合計翌期への繰越額(41)+(42)-(43)-(44)	45								
翌期に繰り越すべき特別償却不足額(((40)-(43))と((36)+(37))のうち少ない金額)	46								
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47								
差引翌期への繰越額(46)-(47)	48								
翌期への繰越額	49								
当期分不足額	50								
適合格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額(((40)-(43))と(36)のうち少ない金額)	51								

【No.79】平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.80】中小企業者等以外の法人又は適用除外事業者であるにもかかわらず、中小企業者等向けの特別償却を適用していませんか。
 【No.81】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳及び他の特別償却を重複適用していませんか。
 【No.82】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.4】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

備考